

弥富市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定のための調査制度（以下「低入札価格調査制度」という。）を適用する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする工事は、一般競争入札及び指名競争入札により実施する工事のうちから市長が決定する。

(調査基準価格)

第3条 政令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項に規定する「当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号に掲げる工事種別に応じ、当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 別表に示す一般土木の積算体系によって積算された工事 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に10分の110を乗じて得た額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 土木工事のうち特別なもの及びその他の工事 契約ごとに10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額

(失格判断基準)

第4条 調査基準価格を下回った入札のうち、次の各号のいずれかに該当する価格で申込みをした者は、失格とする。

(1) 前条第1号の場合において、次のいずれかに該当する価格で申込みをした者

ア 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額未満である場合

イ 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の合計額が、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額未満である場合

(ア) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額

(イ) 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額

(ロ) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 前条第2号の場合において、調査基準価格に10分の8を乗じて得た額未満（解体工事の場合は、10分の7を乗じて得た額未満）の価格で申込みをした者（入札の執行）

第5条 財政課長は、入札公告又は指名通知書に当該入札において低入札価格調査制度を適用する旨及び失格判断基準を設定する旨を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

2 入札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）の申込みに係る価格が、調査基準価格に満たない場合には、入札担当者は、落札の決定を保留するものとする。

（調査の実施）

第6条 財政課長は、前条第2項に規定する入札が行われた場合には、最低価格入札者等の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる内容により、当該入札者からの事情聴取及び関係書類の提出並びに関係機関への照会等により調査を行うものとする。

(1) 第4条に規定する判断

(2) その価格により入札した理由

(3) 手持工事の状況

(4) 手持資材の状況

- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 労務者の具体的供給見通し
- (7) 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- (8) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関、保証会社等への照会）
- (9) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 財政課長は、前項の規定による調査結果（以下「調査結果」という。）を低入札価格調査書（第1号様式）に記入するものとする。

3 調査基準価格を下回る価格で申込みをした者は、当該入札後における調査に協力しなければならない。

（調査の結果）

第7条 財政課長は、調査結果を低入札価格調査報告書（第2号様式）により弥富市入札参加資格審査委員会又は弥富市工事等指名業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告し、その審査を受けるものとする。

（落札者の決定）

第8条 財政課長は、前条の規定による審査の結果、最低価格入札者等が当該契約の内容に適合した履行ができると審査委員会が判断した場合には、速やかにその者を落札者と決定し、落札者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書により通知するものとする。

2 財政課長は、前条の規定による審査の結果、最低価格入札者等が当該契約の内容に適合した履行ができないと審査委員会が判断した場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

3 次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条及び前条と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。

4 前2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、次順位者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書により通知するものとする。

5 あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステ

ム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札において低入札価格調査の対象となった場合は、第１項及び前項の規定による落札者及びその他の入札参加者全員に対しての通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

（落札者決定理由の公表）

第９条 前条第２項の規定により最低価格入札者等を落札者としなかった場合は、次順位者を落札者とした理由を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

工事費の基本構成

（一般土木）

